

各 大 学 長  
短期大学長 殿  
高等専門学校長  
専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 梶山千里

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に  
対する緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者全員の推薦を  
受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。

## 記

### 1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県 の各市町村（別紙参照）	3月11日
長野県、新潟県 の各市町村（別紙参照）	3月12日

### 2 適用地域の準用

以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生・生徒
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生・生徒

### 3 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	平成 23 年 4 月以降で申込者が希望する月	平成 24 年 3 月
応急採用 (第二種奨学金)	平成 23 年 4 月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

(注) 緊急採用（第一種奨学金）は、12ヶ月以内の貸与としていますが、願出により修業年限の  
終期まで貸与可能とすることについて検討中です。確定した場合は改めてお知らせします。  
学生・生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、相談に応じてください。

○ 平成 23 年度（4 月～5 月）の申込・推薦期間及び初回交付日

	申込・推薦期間	初回交付日
1	4月1日(金)～4月6日(水)	4月21日(木)
2	4月7日(木)～4月25日(月)	5月16日(月)
3	5月1日(日)～5月25日(水)	6月10日(金)

※ 6 月以降の申込・推薦期間は、奨学金事務担当者ホームページに掲載予定の「平成 23 年度  
データ処理日程表」をご参照ください。（掲載が完了し次第改めて連絡します。）

### 4 推薦の留意点

- (1) 選考ソフトの「推薦所見」欄の文頭に「(東北地震)」又は「(長野地震)」と入力した上  
でアップロード（推薦）データを作成してください。
- (2) 奨学金事務担当者用ホームページに掲載予定の「平成 23 年度奨学事務の手引」に基づ  
いて行ってください。（掲載が完了し次第改めて連絡します。）

### 5 提出書類

- ① 被災証明書（被災状況を記した学校長の副申書（様式自由）も可）
- ② 奨学生推薦書【緊急採用・応急採用】と併せて提出してください。

※ 奨学金早期交付の観点から、被災したことが明らかな場合は、証明書類は後日提出させ  
ることで推薦事務を進めてください。

以上

各  
大 学 長  
短期大学長 殿  
高等専門学校長  
専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 梶山千里

東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用地域の追加に伴う  
緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

このたびの地震にかかる緊急採用・応急採用の取扱いについては、既に平成 23 年 3 月 18 日付け学支奨総第 1171 号により通知したところですが、新たに下記の地域に災害救助法が適用されましたので通知します。

ついては、当該の災害で家計が急変したことにより奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者全員の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、下記により遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日（追加分）

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【千葉県】 千葉市美浜区 習志野市 我孫子市 浦安市	3 月 1 1 日

※ 他の災害救助法適用地域については、学支奨総第 1171 号別紙を参照願います。

2 適用地域の準用

以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生・生徒
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生・生徒

3 その他

貸与始期、貸与終期及び推薦上の留意点等につきましては、先に通知しております学支奨総第 1171 号を参照願います。

以上

平成23年(2011年)3月24日現在

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域

## ◆東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用地域(東京都を除く)

岩手県
宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町
宮城県
仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町
福島県
福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡柵葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村
青森県
八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県
水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨木市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県
宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県
旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

## ◆長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域

長野県
下水内郡栄村
新潟県
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町